

平川市食育推進キャラクター着ぐるみ出演に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市の農産物を広くPRするとともに、食育を推進するために製作した食育推進キャラクター「ひらりん・こめお・だいご・にん三郎・トマピー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を活用して各種イベントや学校行事等に出演することに関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 出演の対象は、市内各種イベントや学校行事等で農産物の販売促進及び食育の大切さをPRできるものとする。また、平川市内外の観光イベントで平川市の知名度アップにつながるものとする。

上記のほか、メディア出演等市長が適当と認めたものとする。

(出演条件)

第3条 着ぐるみ出演に対して次の各号を条件とする。

- (1) 着ぐるみ出演する地域は、原則として平川市内及び宿泊等交通費が不要な近隣市町村とする。
- (2) 着ぐるみ1体から5体までの単発出演及び食育活動による出演とする。
- (3) 着ぐるみキャストとスタッフの控室を備えていること。
- (4) 出演時に会場内での安全が確保されていること。
- (5) 雨天、炎天下の野外及び夏季（7月～9月、ただし冷房設備の完備された室内は除く）は出演しない。
- (6) 出演依頼が集中したときは、内容を精査し職員の業務に支障のない範囲とする。

(申請)

第4条 着ぐるみ出演を希望する者は、平川市食育推進キャラクター着ぐるみ出演依頼申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 申請期間は、出演日の3ヶ月前から2週間前までとする。

(承認等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、出演を承認する。

- (1) 平川市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 平川市の農産物及び食育について、正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が着ぐるみ出演について不相当と認めたと
き。

2 市長は、前項により出演の承認を決定したときは、平川市食育推進キャラクター着
ぐるみ出演承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(出演料)

第6条 着ぐるみ出演料は、原則無料とする。ただし、市外の遠隔地での出演に関し
ては、運搬に係る経費及び食事等は申請者と協議し決定する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ出演に係る必要な事項は、市長が別
に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。